

国民保護について

国民保護法の概要

(H16, 6, 14成立、H16, 9, 17施行)

- ・武力攻撃事態対処法と国民保護法
- ・国民保護法の構成
- ・国民保護に関する措置の仕組み
- ・緊急対処事態に対処するための措置

国民保護法に関する基本指針の概要

(内閣官房H17, 3, 25閣議決定)

- ・国民保護法における基本指針の位置づけ
- ・基本指針の基本的な構成

市町村における国民保護について

- ・市町村国民保護モデル計画

武力攻撃事態対処法

【対処に関する基本理念】
国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合であっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【対処基本方針】

手続
・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
・閣議の決定の後、国会の承認を求める。

定める事項
武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
対処措置に関する重要事項
・国民の保護に関する措置
・自衛隊の行動 ・米軍の行動に関する措置 ・その他

安全保障会議

諮問
答申

承認

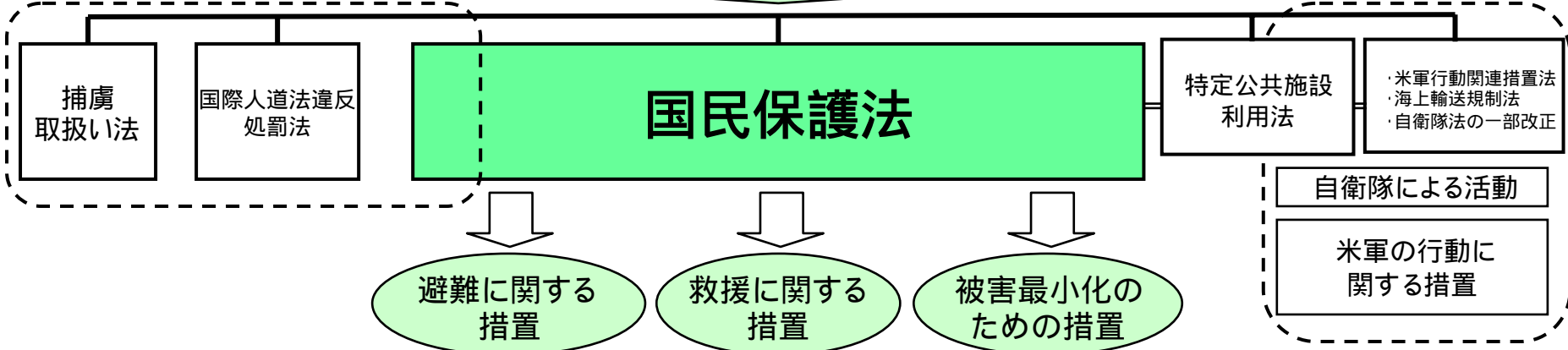
国会

【武力攻撃事態等対策本部】

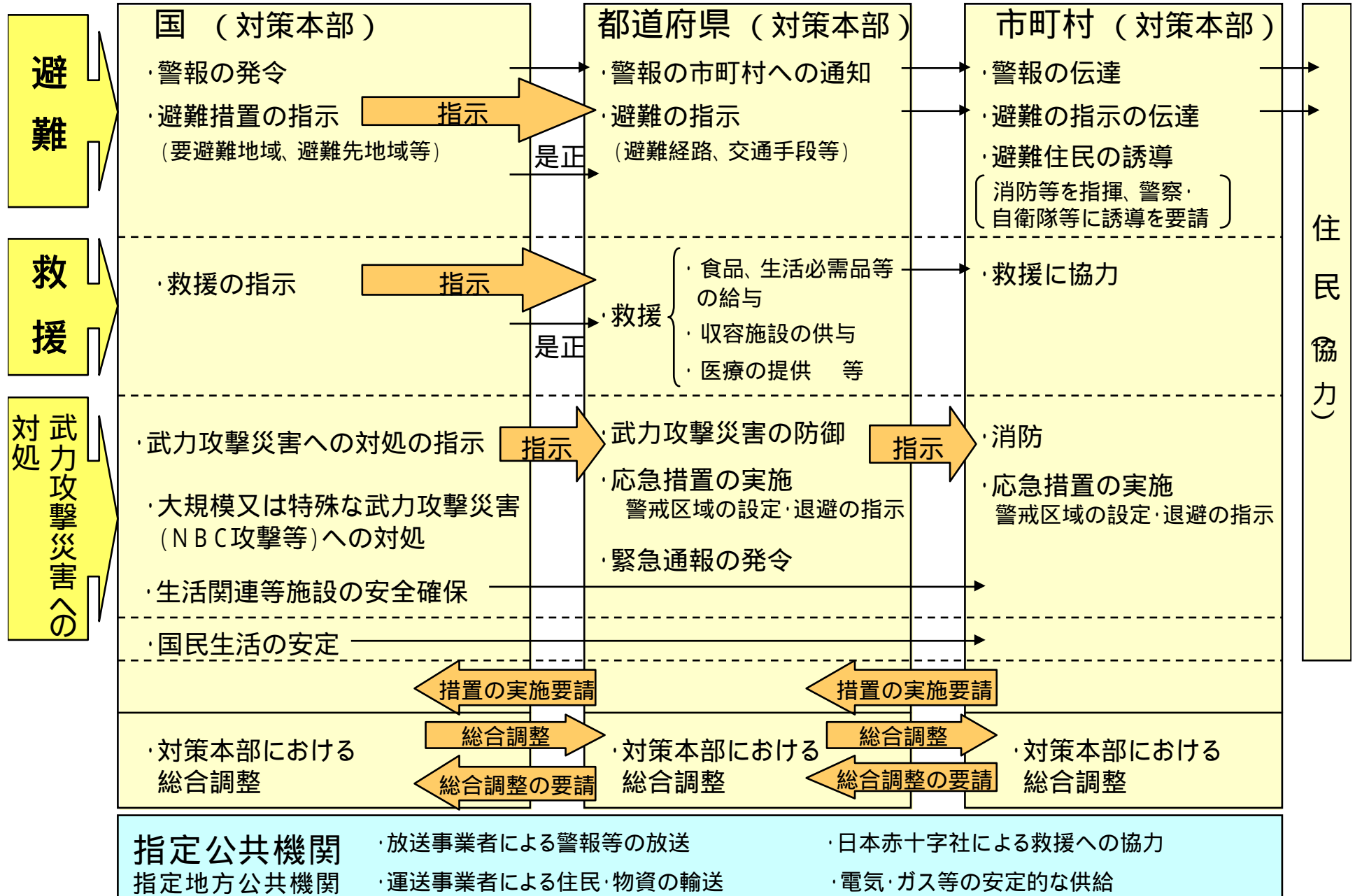
対処基本方針に基づいて
対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

武力攻撃の排除



国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

緊急対処事態に対処するための措置

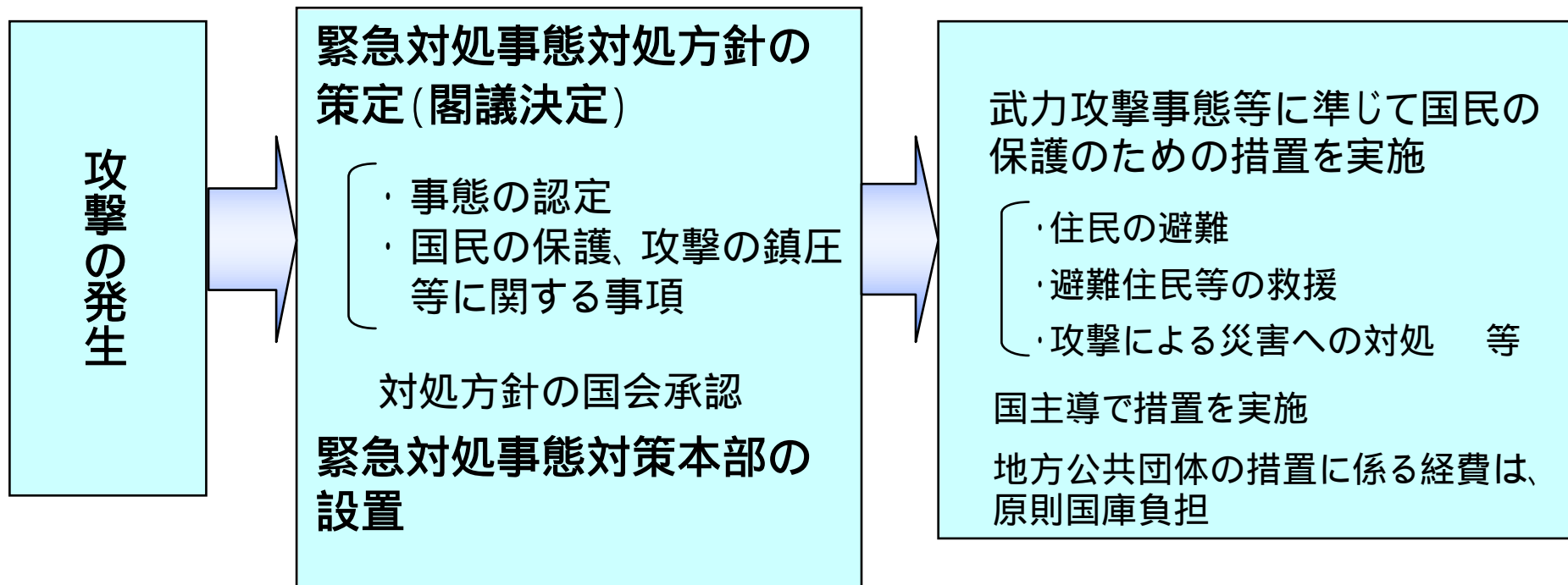
緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(原子力発電施設の破壊・炭疽菌等を用いたテロ・航空機による自爆テロ 等)

【武力攻撃事態対処法】

【国民保護法】



国民保護法における基本指針の位置付け

国民保護法

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定



国民の保護に関する基本指針(国民保護法第32条)

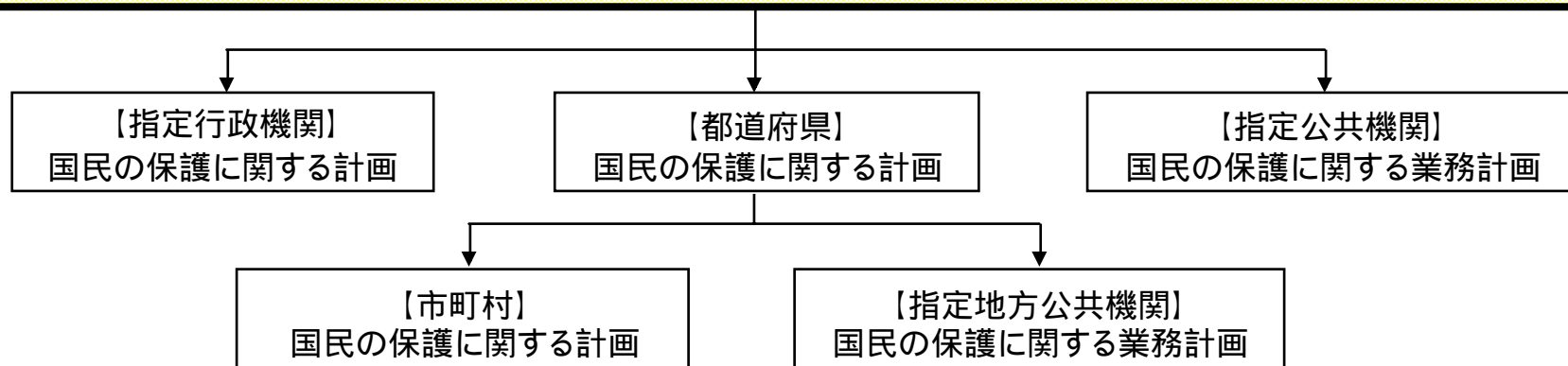
国民保護の実施に関する基本的な方針

国民保護計画及び業務計画の作成の基準

想定される武力攻撃事態の類型

(着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃)

類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置



基本指針の基本的な構成

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法的确な実施
- 8 安全の確保
- 9 対策本部長の総合調整等

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

第1節 武力攻撃事態の類型

- 1 着上陸侵攻の場合
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
- 3 弾道ミサイル攻撃の場合
- 4 航空攻撃の場合

第2節 NBC攻撃の場合の対応

- 1 核兵器等
- 2 生物兵器
- 3 化学兵器

第3章 実施体制の確立

第1節 組織・体制の整備

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

- 1 武力攻撃事態等対策本部
- 2 武力攻撃事態等現地対策本部の設置
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制
- 4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定
- 5 地方公共団体の活動体制
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

第5章 緊急処理事態への対応

第1節 緊急処理事態

- 1 攻撃対象施設等による分類
- 2 攻撃手段による分類

第2節 緊急処理事態対策本部等

- 1 緊急処理事態対策本部
- 2 緊急処理事態現地対策本部の設置

第3節 緊急対応保護措置の実施

- 1 緊急対応保護措置の実施に関する基本的事項
- 2 緊急処理事態における警報

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

- 1 警報
- 2 避難措置の指示
- 3 避難の指示
- 4 避難住民の誘導
- 5 避難施設

第2節 避難住民等の救援に関する措置

- 1 救援の指示等
- 2 救援の実施
- 3 救援の内容
- 4 その他の医療活動
- 5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
- 6 安否情報の収集及び提供

第3節 武力攻撃災害への対応に関する措置

- 1 武力攻撃災害への対応
- 2 緊急通報の発令等
- 3 生活関連等施設の安全確保
- 4 NBC攻撃による災害への対応
- 5 消火活動及び救助・救急活動
- 6 感染症等の指定等の特例
- 7 保健衛生に関する活動
- 8 廃棄物処理の特例
- 9 文化財保護の特例

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- 1 情報の収集及び提供
- 2 通信の確保
- 3 運送の確保
- 4 交通の管理
- 5 民間からの救援物資等の受入れ
- 6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

第5節 国民生活の安定に関する措置

- 1 国民生活の安定
- 2 生活基盤等の確保
- 3 応急の復旧

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第7節 訓練及び備蓄

- 1 訓練
- 2 備蓄

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続